

1. 土木工事標準仕様書の 改定について

(R4. 4. 1 改定)

1. 土木工事標準仕様書の改定

本県の土木工事標準仕様書の参考図書

- 国交省 土木工事共通仕様書
- 中部地整 土木工事特記仕様書
- 国交省 公園緑地工事共通仕様書
- 下水道土木工事必携（案）
- 港湾工事共通仕様書

法律改定及び中部地整土木工事特記仕様書の一部改定に伴い、本県の仕様書も改定。
(R4. 4. 1)

【土木工事標準仕様書 目次】

第1編 総則編

第2編 材料編

第3編 工事共通編

第4編 河川編

第5編 海岸編

第6編 砂防編

第7編 道路編

第8編 公園緑地編

第9編 下水道編

第10編 港湾編

第11編 電気通信設備・機械編

第12編 適用基準一覧表

●土木工事施工管理基準

(出来形管理・品質管理)

●写真管理基準

赤字の下線が
改定した項目

2. 各編の主な改定点

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

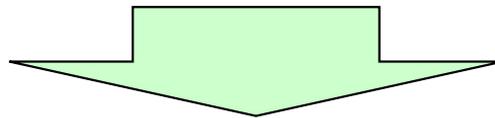
第1章 第1節 総則

1-1-2 用語の定義

23.書面

押印等の見直しに伴う規定の変更

書面とは、**手書き、印刷物等による**工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。



改定

書面とは、工事打合せ簿等の伝達物をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。

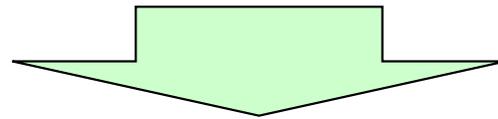
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-2 用語の定義

43.情報共有システム

追加



追加

請負者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

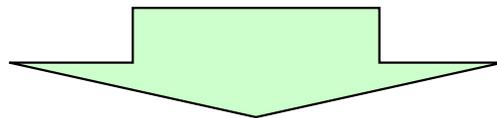
第1章 第1節 総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

設計業務等共通仕様書と表現を統一

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。



追加

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

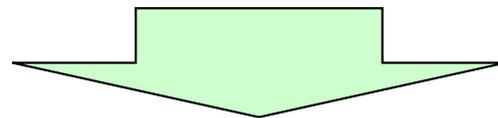
第1章 第1節 総則

1-1-9 工事用地等の使用

2. 用地の確保

実態に合わせ改定

設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。



追加

設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

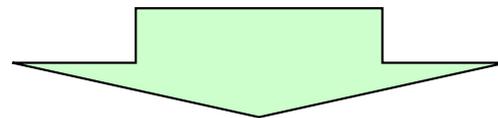
第1章 第1節 総則

1-1-12 施工体制台帳

1. 一般事項

施工体制台帳の作成等の改正に伴う改定

請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。



追加

請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

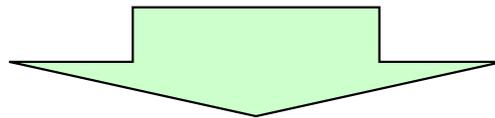
第1章 第1節 総則

1-1-12 施工体制台帳

2. 施工体系図

実態に合わせ改定

施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。



追加

施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

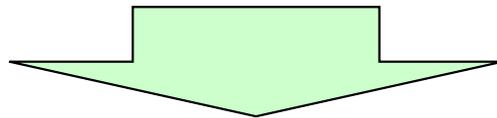
第1章 第1節 総則

1-1-15 工事の一時中止

3. 基本計画書の作成

条文修正

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、**承諾を得る**ものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。



改定

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、**協議する**ものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

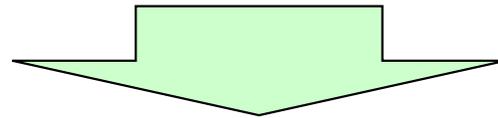
第1章 第1節 総則

1-1-33 工事中の安全確保

9. 現場環境改善

条文修正

工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。



改定

工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境に対する配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、並びに現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

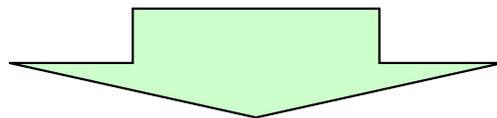
第1章 第1節 総則

1-1-33 工事中の安全確保

10. 定期安全研修・訓練等

複数回に分けて実施できる規定の追記

請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。



追加

請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

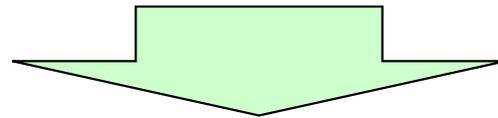
1-1-33 工事中の安全確保

25. 休憩時間及び安全に関する指導

条文削除

請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書(3)安全管理に具体的時間を記載しなければならない。

また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。



削除

(削除)

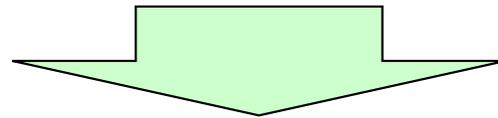
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-33 工事中の安全確保

25. 架空線等上空施設の確認

新規追加



新規追加

請負者は、工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認の上、事故防止に努めなければならない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

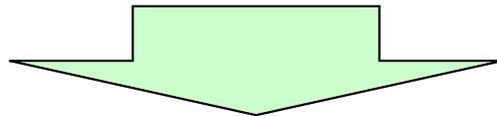
第1章 第1節 総則

1-1-46 提出書類

3. 地質調査の電子成果品等

実態に合わせ改定

請負者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。



追加

請負者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

なお、請負者は、地質データ、試験結果等については、土質・地質調査共通仕様書の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

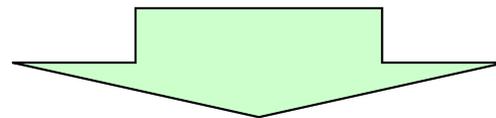
第1章 第1節 総則

1-1-49 施工体制台帳

5. 掛金収納書の提出

電子申請方式の導入等にもなう改定

請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。



5. 建設業退職金共済制度の履行

改定

請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。

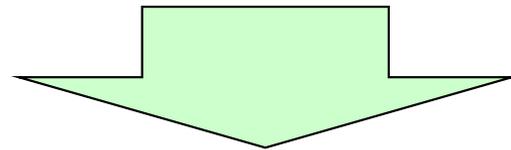
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-51 現場代理人及び監理技術者等

3. 技術者の専任制

追加



追加

なお、当該工事は愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

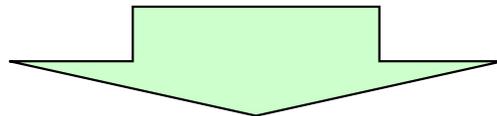
第1章 第1節 総則

1-1-57 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策

1. デジタル工事写真の小黑板情報電子化 実態に合わせ改定

(1) 一般事項

請負者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得なければならない。



追加

(1) 一般事項

請負者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得なければならない。なお、情報共有システムを利用する場合は、事前協議のチェックシートで承諾を得ることとする。

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

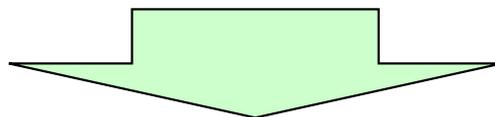
第2章 第12節 道路標識及び区画線

2-12-1 道路標識

(4) 反射シート

表 2-30 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	黄赤
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	65
	30°	100	57	14	7.0	11	40
	40°	95	54	13	7.0	11	20



改定

表 2-30 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

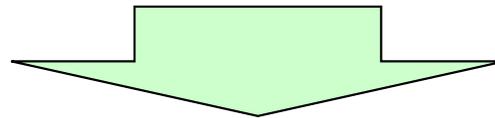
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	黄赤
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	65
	30°	100	67	14	7.0	11	40
	40°	95	64	13	7.0	11	20

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第3節 レディーミクストコンクリート

2-3-2 工場の選定

10. コンクリートの配合



追加

舗装用 (車道用)	M4.5-2.5 -10	普通	40	2.5	曲げ 4.5	45	(280 ~350)	4.5	N	コンクリート舗装用
舗装用	M4.5-2.5 -10	舗装	40	2.5	曲げ 4.5	45	-	4.5	N	セメントコンクリート 舗装(セットフォーム工 法)
舗装用	M4.5-3.5 ~4.0-40	舗装	40	3.5~ 4.0	曲げ 4.5	45	-	4.5	N	セメントコンクリート 舗装(スリップフォーム 工法)
舗装用	M4.5-* -20	普通	20	*	曲げ 4.5	45	(280 ~350)	4.5	N	RCCP用

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

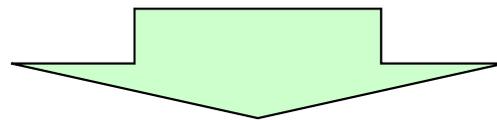
第2章 第5節 材料の計量及び練混ぜ

2-5-4 材料の計量及び練混ぜ

2. 材料の計量

諸基準類の改定に伴う改定

（6）請負者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。



改定

（6）請負者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表2-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

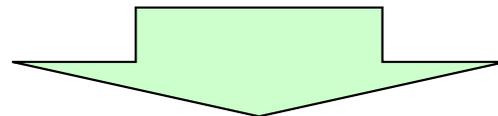
2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第7節 鉄筋工

2-7-5 継手

8. 機械式鉄筋継手

新規追加



新規追加

(1) 請負者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

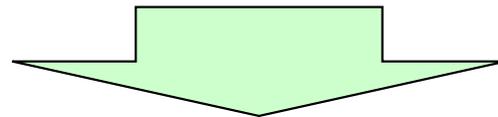
2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第7節 鉄筋工

2-7-5 継手

8. 機械式鉄筋継手

新規追加



新規追加

- ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。
- ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

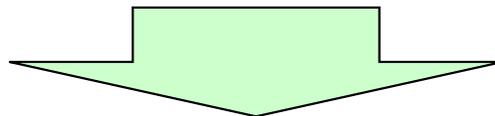
2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第7節 鉄筋工

2-7-5 継手

8. 機械式鉄筋継手

新規追加



新規追加

(2)設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を設計・施工条件確認会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

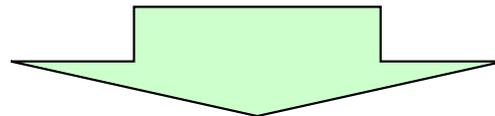
第2章 第10節 寒中コンクリート

2-10-3 養生

5. 養生中のコンクリート温度

コンクリート標準示方書と用語を統一

請負者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表2-4の値以上とするのを標準とする。



5. 養生温度

改定

請負者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表2-4の値以上とするのを標準とする。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

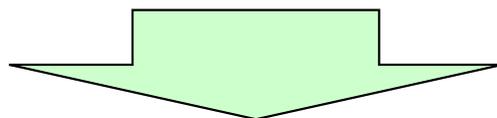
第3章 第3節 共通の工種

3-3-5 境界工

3. 杭の設置

実態に合わせ改定

請負者は、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字（県）が官地側になるようにしなければならない。



改定

請負者は、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字（県）が官地側になるようにしなければならない。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

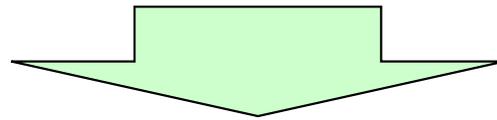
第3章 第3節 共通の工種

3-3-7 小型標識工

1. 一般事項

諸基準類の改定に伴う改定

請負者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。



改定

請負者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

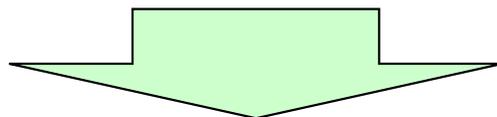
第3章 第3節 共通的工種

3-3-9 路側防護柵工

8. 出来形確保対策

実態に合わせて改定

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は別途定める施工確認書と整備・保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に納品する。



改定

なお、撮影したDVD等の記録媒体は別途定める施工確認書と整備・保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に納品する。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

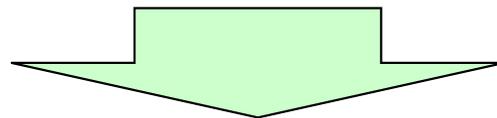
第3章 第4節 基礎工

3-4-4 既製杭工

25. 鋼管杭及びH 鋼杭の現場継手

道路橋示方書同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編に基づく改定

（2）ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。



追加

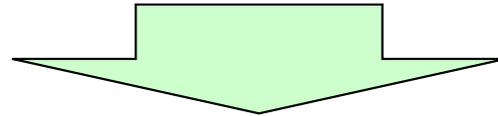
（2）ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第3章 第4節 基礎工

3-4-4 既製杭工

29. 指定仮設の場合の管理 新規追加



新規追加

請負者は、指定仮設を行うにあたり、本設同様の
施工管理をしなければならない。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

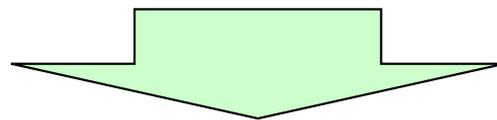
第3章 第8節 一般舗装工

3-8-5 アスファルト舗装工

7. 加熱アスファルト安定処理の規定

実態に合わせ改定

（9）請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して $\pm 25^{\circ}\text{C}$ の範囲内としなければならない。



追加

（9）請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 （出荷時） の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して $\pm 25^{\circ}\text{C}$ の範囲内としなければならない。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

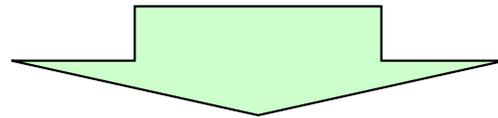
第2章 第12節 仮設工

3-12-16 トンネル仮設備工

10. 換気等の効果確認

諸基準類の改訂に伴う改定

粉じん濃度目標レベル **3** mg/m³以下



粉じん濃度目標レベル **2** mg/m³以下

改定

2. 各編の主な改定点（第4編 河川編）

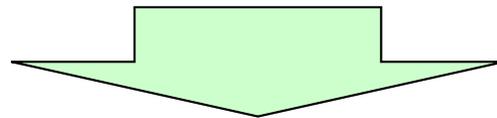
第8章 第5節 堤防養生工

8-5-2 芝養生工

3. 雑草

実態に合わせ改定

請負者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。



3. 雑草の抜き取り（抜根）

追加

請負者は、人力により雑草の抜き取り（抜根）を施工しなければならない。

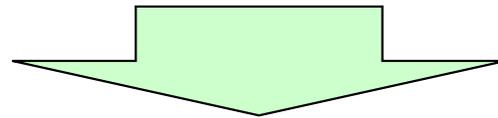
2. 各編の主な改定点（第6編 砂防編）

第1章 第6節 コンクリート堰堤本体工

1-6-4 コンクリート堰堤本体工

13. 砂防ソイルセメント

新規追加



新規追加

請負者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成28年9月）、現位置攪拌混合固化工法（ISM工法）設計・施工マニュアル第1回改訂版（先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月）の規定による。

なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

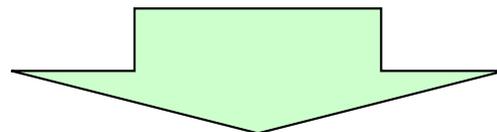
第4章 第3節 工場製作工

4-3-2 材料

10. 工場塗装工の材料

鋼道路橋防食便覧に基づき追記

（5）請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。



追加

（5）請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第5章 第4節 PC橋工

5-4-3 ポストテンション桁製作工

4. グラウトの施工

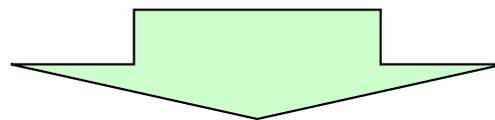
条文削除

(2) グラウトの配合は次表とするが、請負者はコンクリート標準示方書〔施工編〕（土木学会）〔施工編：特殊コンクリート〕第12章プレレストコンクリート及び〔規準編〕土木学会基準及び関連基準（土木学会）F. フレッシュコンクリートに示す品質と、強度の確認のための試験練りを実施し、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。

ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

グラウトの配合

名称	普通ポルトランドセメント	水	ノンリージ型混和剤 (ポゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料 1 m ³ 当り	1,305kg	587 ℓ	13kg



(削除)

削除

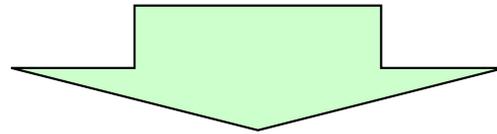
2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第11章 第2節 適用基準

旧条文の適用基準削除に伴う改定

本章において適用している基準は、下記のとおりである。
また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。

- 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成6年3月）



改定

本章において適用している基準は、下記のとおりである。
また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。

- 日本道路協会 共同溝設計指針（昭和61年3月）
- 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）
- 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）
- 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第13章 第20節 プレビーム桁橋工

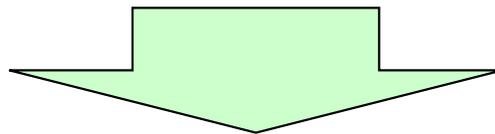
13-20-3 樹木・芝生管理工

2. 剪定の施工

厚労省通達に伴う改定

請負者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所
所に合った剪定形式により行なわなければならない。

なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。



改定

請負者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工
箇所
所に合った剪定形式により行なわなければならない。

なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。

3. 土木工事施工管理基準の 改定について

(R4.4.1 改定)

3. 土木工事施工管理基準の改定点

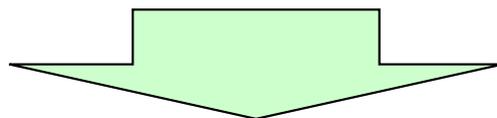
出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

1. 土工の出来高管理

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」



改定

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）

3. 土木工事施工管理基準の改定点

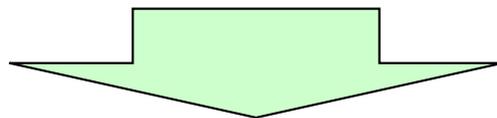
出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

1. 土工の出来高管理（面管理の場合）

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」



改定

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）

3. 土木工事施工管理基準の改定点

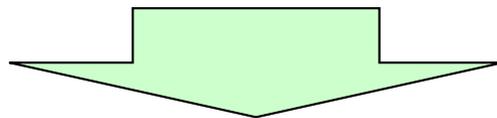
出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

1-4-3. 掘削工（水中部）（面管理の場合）

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」



改定

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

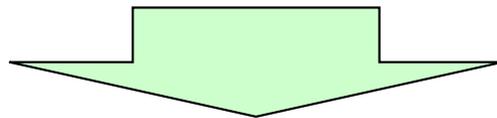
第3編 工事共通編

3. 一般施工

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

TS等光波方式を用いた出来形管理要領（〇〇編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（〇〇編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（〇〇編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（〇〇編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（〇〇編）（案）」

※〇〇は土工、護岸工、法面工、舗装工等が対象になり得る。



改定

3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〇〇編

3. 土木工事施工管理基準の改定点

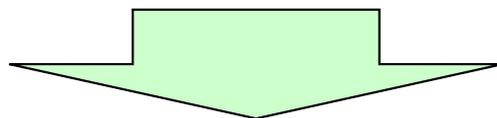
出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

1-4-4. 補強土壁工

控え長さについての追記。

控え長さ



追加

控え長さ (補強材の設計長)

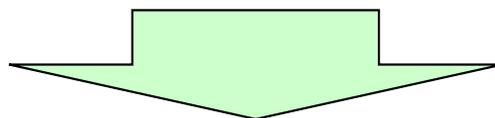
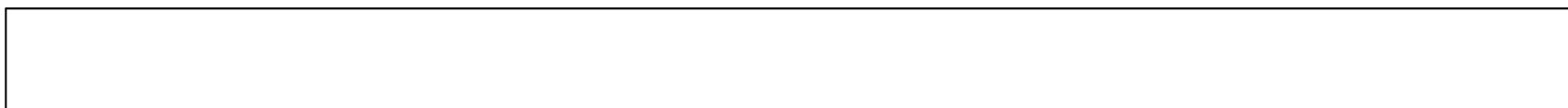
3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

4-1-5. アンカー工

追加



追加

※ 鉄筋挿入工にも適用する。

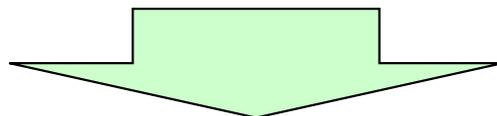
3. 土木工事施工管理基準の改定ポイント

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-3-9-2. 路側防護柵工

追加



追加

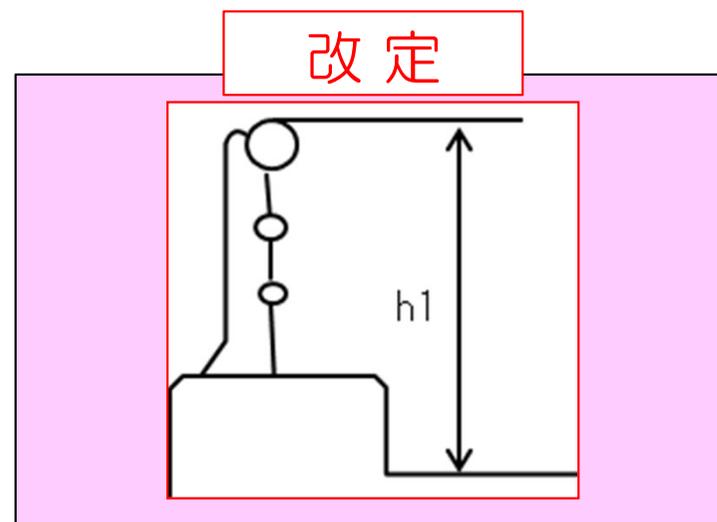
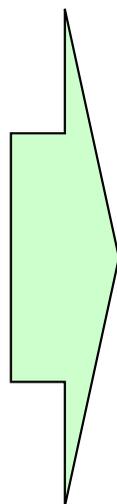
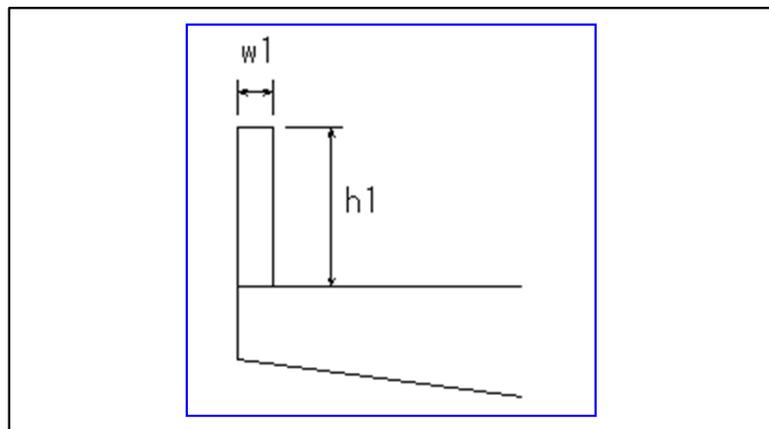
※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

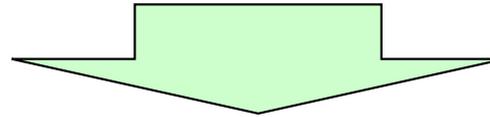
4-4-15. 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工
ブロックアウト型高欄に測定箇所を見直し



3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値
表の項目

試験基準



改定

試験時期・頻度

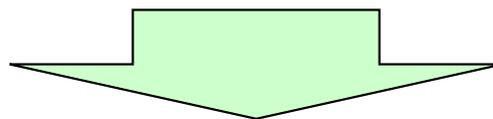
3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

14. アンカー工

試験基準の記載に伴う改定。

規格値 設計図書による。



改定

規格値 10～18秒 Pロート（グラウンド
アンカー設計施工マニュアルに合わせる）

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

33. 鉄筋挿入工

新規追加

新規追加

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
33 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○	
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合		
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回)	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合		
	施工	必須	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
			引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・载荷サイクルは1サイクルとする。			
			適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・载荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。			

4. 写真管理基準の 改定について

(R4.4.1 改定)

4. 写真管理基準の改定点

写真管理基準

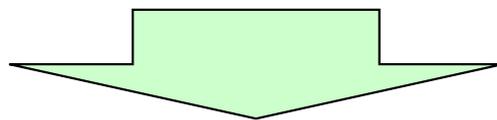
3. 整理提出

基準（案）の削除に伴う改定

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子成果品で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）（国土交通省）」による。



削除

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

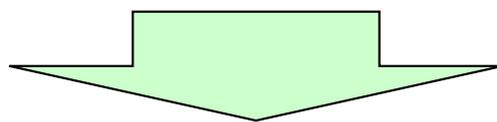
4. 写真管理基準の改定点

写真管理基準

4. その他

基準（案）の削除に伴う改定

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」を参照のこと。



改定

- (1) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準」を参考に監督員と提出頻度等の協議の上、取り扱いを定めるものとする。

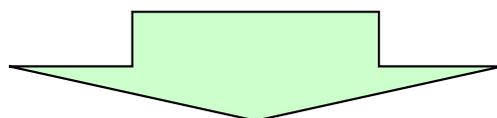
4. 写真管理基準の改定点

写真管理基準 撮影箇所一覧表

「代表写真選定頻度」欄の削除

共通 撮影箇所一覧表

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [撮影時期]	代表写真 選定頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分 写真	着手前1回 [着手前]	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分 写真	施工完了後1回 [完成後]	施工完了後 1枚	



削除

共通 撮影箇所一覧表

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [撮影時期]		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分 写真	着手前1回 [着手前]		
	完成	全景又は代表部分 写真	施工完了後1回 [完成後]		

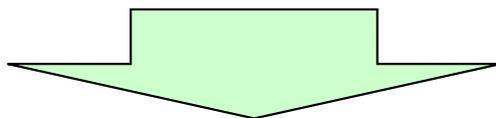
4. 写真管理基準の改定点

出来形管理

共通 撮影箇所一覧表

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕



改定

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納））〔発生時〕

4. 写真管理基準の改定点

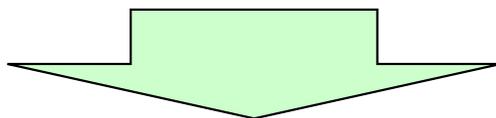
出来形管理

第3編 工事共通編

1. 土工

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕



改定

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕

4. 写真管理基準の改定点

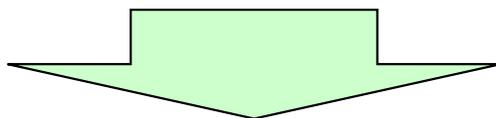
出来形管理

第3編 工事共通編

3. 一般施工

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[改正後]



改定

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[改正後]